

第7日（平成17年7月7日 13時03分開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員（子育て支援部長・経済部長・選挙管理委員会事務局長・市民生活部長・道路部長・市長公室長・学校教育部長）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 時間がもったいないですので、「前置きなし」と呼ぶ者あり）前置きなしで本題に入らせていただきたいと思います。

船橋市次世代育成支援行動計画、これですけれども、ふなばし・あいプランが今年度に入ってから会派控室に配布されておりました。

平成15年の第4定例会において、この行動計画の前進である船橋市子育て支援計画（案）なるものを取り上げて、子育ての主体者はだれなのか、また、ジェンダーフリーの考え方を、行政のこうした計画の中に盛り込むのはいかがなものかという観点から質問をさせていただきました。今回の行動計画を見させていただくと、その辺については大分配慮した表現になっているように感じております。

しかし、驚いたのが、この薄い冊子ですけれども、概要版において基本体系として、一番上に書いてあるんですけれども、「基本理念と7つの基本的視点に立ち、長期ビジョンを踏まえて、10の基本的な枠組みごとに主要課題を定め、重要施策8事業を含む136の具体的事業を位置付けます。」というふうにまず最初にうたっております。要するに、136の事業を、この基本計画の中で位置付けて、特に8つの重点事業に取り組んでいきますというふうなことです。

私が気になったのは、この8つの重点施策の中に、子供の権利に関する条例の研究と子供オンブズパーソン制度の研究というのが2つ入っておりました。

そこで、本文に当たってみました。

まず第一に気になったのが、「子供の権利条約（児童の権利に関する条約）」となっており、「子供の権利条約を批准して10年たちますが」というところから言葉が始まってきます。これは何なのでしょう。（「子供の権利条約」と呼ぶ者あり）

この条約については、児童の権利に関する条約と国は言っており、すべての公文書はそうになっているはずだと思うのですが、子供の権利条約という言葉の主を使って、後ろに括弧書きで正式名称が来るというのは、何か意味があるのでしょうか。（「細かいことよく気がつきました」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

また、「船橋の子供達自身の権利意識も低く、意識啓発が必要です」となっており、次に「子

供は保護の対象とみなされがちで、権利を持つ主体であるという認識が行き渡っているとは言えません」と書いてあります。

だから、そのために、子供のも参画させて、子供の権利に関する条約（後刻「条例」と訂正）をつくる研究をするとなっているわけですが、（「条例だよ」と呼ぶ者あり）権利に関する条例をつくる研究をするとなっているわけですが、子供は、保護、育成の対象ではいけないのでしょうか。

最も早く条例をつくった川崎市の条例には、ありのままの自分である権利というものが保護されるとなっています。子供が、ありのままの自分であることが権利として認められるのであれば、もはや教育もしつけも成り立ちません。

教育やしつけには、強い強制力が必然的に伴うのです。（「強制じゃない」と呼ぶ者あり）子供に人類や、あるいはそれぞれの民族や家族や、これが望ましい、こうした人間になってほしいと考えたり、あるいは1足す1は2ですよと、型にはめるのが教育やしつけの本質だと思うわけですが。（「違うよ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）その型をはめる強制力を奪うのが、このありのままの自分である権利です。

船橋市の子供たちの健全育成のために、こうした条例をつくる必要があるのだろうかという疑問を感じる次第です。理事者としては、どういう思いでこの項目を次世代育成支援行動計画の重点施策に入れたのでしょうか。ご説明いただきたいと思います。（「しっかり説明してあげて」と呼ぶ者あり）

次に、商工振興について。

先日の新聞によりますと、企業の経営者から見た景気の動向に対する感覚では、以前よりも大分よくなったという判断をする経営者が多かったようですが、一方、市内の中小商店の経営者に聞くと、まだまだ大変厳しい状況にあるようです。

現実には、店舗を閉めてしまう店も後を絶たないようですし、店を閉めてシャッターが閉まっている店舗をよく見かけます。

ある商店街の会長さんから話を聞くと、そのあいたところに入ってくる店舗が、商店会に加入してくれないで困っているんですよということです。商店会では、会員店舗から会費をもらって街路灯を設置したり、あるいは街路灯の電気代を負担し、また飾り付けなどをして商店街にお客さんが来やすくするように努力しているわけですが、そういう意味からすると、未加入の店舗は、ただで恩恵を受けているということになるわけですが。

主に、多店舗経営をとっている市外の経営者の店が多いようです。市では、このような実態について把握しているのでしょうか。また、何らかの指導方法はないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

あわせて、空き店舗対策について、どのような取り組みをなさっているのかもお聞かせください。

また、8月には、高校総体が千葉県で開かれます。船橋市でもアーチェリーとバスケットが行われます。全国から船橋に来られる方たちに粗相のないように、また、大会が成功するように関係部署は一生懸命ボランティアの方たちにも呼びかけて準備を進めているようです。最近は、ところどころでポスターなども見かけるようになりました。

しかし、スポーツ団体などの中では大変盛り上がっているように見受けられるのですが、せっかく全国から大勢の人たちが船橋に来られるというめったにないイベントであり、もっと市全体での取り組みが見えてもよいのかなというふうを感じる次第です。

経済界や商店会連合会など、市内のさまざまな団体をお願いして、市内経済の活性化にも利用していくべきだと考えるのですが、市はこの高校総体をどのように位置付け、どのような対応をとっておられるでしょうか。

次に、坪井地区のまちづくりについてお尋ねします。

この件については、初めて議会に出させていただいた平成11年度からたびたびお聞きしているわけですが、当時は駅舎さえもなく、平成18年に区画整理終了といっても、遠い先の話という感じで想像もなかなか難しいものでしたが、昨年秋に町開きが行われ、既に100世帯近くの方々が住まわれ、建築確認も200件くらい出されているとのことであります。この秋には、第3期の仮換地、12月ごろには第4期、来年3月には区画整理事業の終了ということで、過ぎてみれば本当に早いなというふうに思う次第です。

また、先月26日には、新しく移り住まわれた方々で自治会を立ち上げました。この記念パーティーには、周辺自治会の会長さんや小中学校の校長先生たちも参加され、一緒に新しい町をつくっていこうということで、大変盛り上がっていたとお聞きしています。

そこで、私としても、これまで何度となく質問してきたことの再確認も含めて、また、この地区にはお店もまだ1軒もないわけで、新しい船橋市民の方たちの不便に思っていることも、行政の皆様にお伝えすることにより、何とか早く解決してあげたいという思いから質問をさせていただきます。

まず最初に、先日、市長選挙があったわけですが、このときの投票所の問題です。既にこの選挙のときには、3月時点で60～70世帯の方が住まわれており、ですから、200人に近い有権者がおられたはずですが、この方々の子供たちは、坪井小学校、中学校に歩いて5分から10分で通っているのですが、選挙は、周辺の第1・第2やよい町会の方々も含めて、習志野台第2小学校が投票所でした。この地区から習志野台第2小学校に行くには、車で八千代市に入って、成田街道を通って行かなければなりません。大体新しく来た方々は、習志野台第2小学校の場所も知らない方々ばかりだろうと思います。この辺の問題について、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、地区コミュニティーの問題です。

このことについては、過去に何度もお聞きしており、私もお聞きすることが疲れてきておるのですけれども、なかなか明確なお答えが返ってきていないのが現状です。新しい自治会ができて、周辺自治会の方々と一体となってまちづくりに汗を流そうとしている今こそ、市は24番目のコミュニティーとして後押しをしてあげるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

また、この24番目の地区コミュニティーの方たちの活動の核としてのコミュニティーセンターあるいは公民館のような施設の整備についても早急にお取り組みいただきたいと思っています。

そして、住居表示の問題です。

昨年3月議会において、住居表示整備事業計画区域にこの坪井地区も定めたはずですが、その後一向に動きが見えていないと地区の方々から、住居表示審議会の委員としてどう考えているのだと常々おしかりをいただいております。どうなっているのか、この辺もお聞かせください。

次に、道路問題です。

1つは、市道00-130号線です。

この道路の坪井小学校と中学校の間の大きく曲がったカーブの改良のために、昨年度予算で用地買収の予算を組んでいただいたのですが、残念ながら、今年度予算に繰り越してしまいました。また、今年度予算には、工事費を計上いただいているのですけれども、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。地元の人は、ここの場所を坪井サーキットと呼んで、大変危険な場所なので、早期の改良をお願いしたいと思います。（笑声）

また、都市計画道路3・4・20号線の日大敷地内の用地買収の問題、これについては、今一生懸命交渉中とのことでもあり、本日は答弁を求めませんが、この道路が開通しない限り、区画整理地内に商店ができないとのことでもあり、土地問題が解決しても、そこから工事完了までには1年近くかかるようでもあります。何としても8月ぐらいを目標に頑張りたいというふうな要望をしておきたいと思います。

そもそも、日本大学との交渉にもっと早くから取りかかっているべきだったと思うのですが、今さら言っても仕方がありませんので、申しません。今後の教訓としていただきたいと思っております。

次に、都市計画道路3・4・39号線の延長です。

これについては、都市マスタープランの中で、西に延ばすということでうたっていただいておりますが、今後、公共施設ができたときには、そこを利用するために来る車を住宅地の

中に入れないうちにも、どうしても必要な道路です。市道00-130号線の坪井中学校から東警察前の通りまでの拡幅とあわせて、ぜひ早目に実施計画にのせていただければ幸いです。お答えをお聞かせください。

次に、船橋日大前駅の駐輪場の問題です。

旧来からある西口の駅前が、放置自転車で埋めつくされている状況であります。対応策は考えられているのでしょうか。また、新しくできた東口も既に200台近くの放置自転車があります。新しい住宅も日に日にふえてきている状況であり、対応策についてどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

最後に、ケーブルテレビです。

これは、これまで坪井地区の中でケーブルテレビが視聴できなかった地域は、小松町会と第1・第2やよい町会、そして坪井町会でした。これにつきましては、これまで本会議や予算委員会等でお聞きして、区画整理事業にあわせて視聴エリアに含めるというお約束をいただいておりますけれども、その後どのようなことになっておるのでしょうか。あわせて、この地区の一般のテレビの電波状態も決してよくないということをお伝えしておきたいと思っております。

最後に、学校教育についてお聞きいたします。

先ごろ、経済協力開発機構による国際学習到達度調査の結果が発表されました。それによりますと、アジア、ヨーロッパ、北米、中南米、オセアニアの加盟国のうち32カ国が参加したテストで、数学的応用力が、前回のテストでは1位だったものが6位に、読解力が8位から14位に後退し、文部科学省も日本の学力について、世界のトップレベルではないと言っております。また、今議会でも先番議員が、学力あるいは読解力の向上について質問をしておりましたけれども、私はちょっと視点を変えて質問をいたします。

昔から、教育は知育、徳育、体育と言われてきました。また、健全な肉体に健全な精神が宿るとも言われております。

また、先日亡くなった国語教育学者の大村はま先生は、「読解力は、本を読んで伸びるものではありません。もっといろんな生活体験の中から培われた言葉をつなぎ合わせていくのだから、読書をすれば国語力が伸びるんだなんというのは間違いです」と言っておられます。そのとおりだと思うわけです。

昨年の東大の合格者の数を見ると、ゆとり教育の中で最も不利だと言われていた塾や私学を利用するチャンスが少ない地方の公立高校出身者が大躍進しているそうです。そして、昔から東大の合格者の家庭は年収900万円以上がほとんどだと言われてきたけれども、そう

ではなくて、今は450万円以下の家庭がぐっとふえてきたということのようです。

そこで、子供の教育に最も必要なものは、早い段階からの長時間の勉強をさせればよいというものではなく、元気さ、体力というものが最も重要なものだと言う教育者も多くなってきております。

知育の基礎は徳育であり、徳育の基礎は体育だと思っております。そこで、都市化された船橋の子供たちの体力はどのようになっているのでしょうか。お聞きするところによりますと、県平均や全国平均と比較して劣っているようでもあり、心配しております。そうした状況に、市というか教育委員会として船橋の子供たちの元気を取り戻すために、また、体力向上のために何か施策を施していく必要があると考えるのですが、お答えをお聞かせください。

以上、1問とさせていただきます。

[子育て支援部長登壇]

●子育て支援部長（土屋博保） 次世代育成についてのご質問にお答えします。

どういう思いで子供の権利に関する条例の研究を、次世代育成支援行動の重点施策に入れたのかということですが、近年、親の養育放棄や怠慢、あるいは虐待等、子供の権利侵害が増加しており、これを救済するため、児童相談所などによる行政介入事例も同様に年々増加しております。

このような状況の中で、子供が健全に育成される権利を尊重し、これを担保する方法の選択肢の1つとして、また、市民から長期ビジョンとしての提言を受けていることなどから、子育て支援計画策定委員会の中で検討された上、子供の権利に関する条例の研究を計画に盛り込んだものでございます。

また、既に子供の支援あるいは権利に関する条例を制定している他市の例を見ましても、子供の権利に重点を置いたものや、養育者としての親、あるいは大人の責任を重視したものなど、その内容はさまざまであります。

したがって、本市といたしましては、今後、条例制定の是非、そのあり方など、市民や関係者等の幅広い意見を伺いつつ、慎重に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[経済部長登壇]

●経済部長（安田雅行） 商工振興についてのご質問にお答えをいたします。

大型店やコンビニストア等の商店会の未加入状況につきましては、平成17年2月に商店会連合会に加入しています44商店会を対象に調査したところ、34商店会から回答があり、その中で、市内80店舗あります大型店、コンビニエンスストアのうち24店舗、30%が商店会に未

加入との状況でありました。

商店街環境整備で設置される街路灯や商店会が実施するイベントなどは、未加入の大型店、コンビニエンスストアを含め、商店街全体に恩恵をもたらしていることから、大規模小売店舗立地法に基づく届け出があった大型店については、地元商店会等への加入、協力をお願いしているところであります。

現在、国においては、中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法のまちづくり三法制定後7年が経過して、中心市街地が一層さびれ、さまざまな社会問題が増大し、まちづくり推進のための新たな枠組みの構築が必要とされ、これら三法の見直しが検討されているところであります。

この中で、大規模小売店舗立地法の見直しの案といたしまして、仮称大規模集客施設立地法では、大規模集客施設の設置者に対し、地域貢献措置を含むマニフェスト作成の義務付けを含む内容で検討されております。また、千葉県におきましては、商業、工業、農業等を含む中小企業振興条例の制定に向け、現在検討いたしていると聞いております。

このようなことから、今後は、国や県の動き、またそれらの内容を見ながら、本市として、条例化等も含め何をなすべきか、商工会議所や商店会連合会と協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、空き店舗対策についてであります。現在、商店会が実施するイベント、アンテナショップ、ギャラリー等の集客施設として利用する事業と、新たに出展する者に対し、実験的店舗として使用させる事業の建物賃貸料の一部を助成する内容となっておりますが、新たに地域福祉にかかわる施設対象として、子育てサービス施設の集いの広場、託児所等や高齢者交流施設としての高齢者交流サロン、高齢者、障害者等による店舗運営として、コミュニティービジネスであるシルバーショップ、福祉のお店、その他として、宅配、買い物代行サービス拠点、生活情報センター等を空き店舗対策の補助対象として検討してまいります。

次に、市内の経済活性化における高校総体をどのように位置付け、対応をとっているかということでございますが、ご質問者おっしゃるとおり、全国から大勢の人たちが船橋市に來られ、めったにない大きなイベントであると認識しております。市といたしましても、船橋挙げての大会ムードを盛り上げ、そして、活性化につなげるため、商店会連合会、また大型店連絡協会等に働きかけなどをいたしまして、アーチェリーとバスケットの開催される会場近隣の商店街、またこれら大型店等、また他の商店会等への歓迎の懸垂幕、横断幕、街路灯のフラッグ等の設置など、歓迎ムードとしての取り組みを現在行っているところでもあります。

ちなみに、北習志野地区では、これはバスケツ会場メインの入り口でもございますが、北習志野地区の4つの商店会が共同の取り組みとして、商いネットワークをつくってございます。この商いネットワークの共同事業として、バスケツ競技会場として、この地区の市民の皆さん方によるインターハイメッセージボードの設置、また横断幕等の取り組みなど

も現在なされているところでもあります。

今後、こういった機会を利用して、各商店街の販売促進、また船橋市への大きな注目を浴びることを期待しているものであります。

以上であります。

[選挙管理委員会事務局長登壇]

●選挙管理委員会事務局長（玉置一夫） 坪井地区のまちづくりについて、所管事項についてご答弁申し上げます。

現在の坪井地区における投票所は、第68投票区の坪井小学校と第82投票区の習志野台第2小学校となっております。この坪井地区の投票区の区割りについては、現在進行中であり、現在宅地開発以前のものとなっております。開発によりまして一部利用可能な道路も設置されておりますので、該当地域の町会自治会などの意見をお伺いし、現状に合った選挙人に利用しやすい投票区域の変更について進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[市民生活部長登壇]

●市民生活部長（金子正雄） 坪井地区のまちづくりのうち、所管事項についてお答えいたします。

坪井地区土地区画整理事業地区は、昨年10月にまち開きが行われ、入居世帯数は、5月末現在で78世帯と伺っております。この6月には、新住民の皆様により、美し学園自治会が設立されました。

本市といたしましては、平成12年度からスタートいたしました船橋市総合計画に基づいて、地区コミュニティーを23地区から27地区へ順次移行していくに当たり、関係部局による船橋市コミュニティー行政推進会議において検討しており、船橋市自治会連合協議会に設置されている地区コミュニティー検討委員会と連携を図りながら、坪井地区24番目の地区コミュニティーとして独立することについて計画を進めているところでございます。

独立については、船橋市自治会連合協議会の地区連絡協議会の区域と整合性を図りながら計画を進めてまいりますので、平成18年度中には調整し、19年度に新地区コミュニティーと考えております。

また、コミュニティー活動の拠点施設の設置につきましては、これまで市政懇談会や議会でもご要望、ご議論をいただいているところでございますが、平成14年第3回定例会において、市長は、船橋市総合計画で新たな地区コミュニティーとして位置付けして、まちの熟成度に合わせ整備してまいりたいとお答えしております。

これらの状況と市の財政状況を踏まえまして、具体的な公共施設等について調査、検討し

ておりますので、いましては、お時間をいただきたく存じます。

次に、坪井町の住居表示についてお答えいたします。

坪井町の住居表示につきましては、平成16年第1回定例市議会におきまして、この地区を住居表示整備事業計画区域に定めることのご承認をいただいたところでございます。また、平成16年6月には、第1回目の町会自治会長会議を開催いたしまして、住居表示制度の概要説明及び意見交換を行い、ご理解をいただいたところでございます。

現在、坪井町は都市計画上の市街化区域と市街化調整区域があり、また、都市再生機構による区画整理事業が進められている地域でありますことから、調和のとれたまちづくりを進めていく必要があると考えております。

なお、住居表示は道路、鉄道、河川及び公共的な施設をもって町や街区の境とすることが法律によって定められております。この考え方にに基づき、坪井町の全体を見据えて実施可能地域及びそれ以外の地域の現地調査等を実施する中、検討しているところでございます。

以上のことを踏まえまして、第2回目の町会自治会長会議の年内開催を予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

[道路部長登壇]

●道路部長（鈴木政男） 坪井地区のまちづくりについてのうち、所管事項についてご答弁申し上げます。

まず初めに、坪井中学校と坪井小学校の間を抜ける市道00-130号線の工事時期でございますが、現在、坪井中学校から坪井特定土地区画整理事業区域までの約100メートル区間につきましては、平成16年度、17年度にて、一部の用地を除き用地買収が完了したことから、都市再生機構が行う坪井特定土地区画整理事業の同路線拡幅整備にあわせまして、早ければ本年度秋口には工事を発注していきたいというふうに考えてございます。

次に、坪井特定土地区画整理地内の都市計画道路3・4・39号線、坪井東線を市道飯山満・古和釜線に接続する新設道路計画につきましては、交通配分上、都市計画道路としての位置付けは難しいと聞いております。現時点での坪井地区の状況からは、議員要望の坪井中学校と坪井小学校の間を抜ける市道00-130号線の拡幅整備、さらには、都市計画道路3・4・20号線整備が先決と思っております。しかしながら、今後、周辺の土地利用状況、車両交通の流れ等が変わることも考えられますので、その時点で新設道路としての必要性について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、駐輪対策についてお答えいたします。

東葉高速鉄道船橋日大前駅周辺の駐輪対策につきましては、現在、西口に約200台収容の駐輪場がございますが、進入方向が限られていることもあり、駐輪場を活用せず、駅前広場ロータリーを中心に多くの自転車が放置されております。

このようなことから、現在、西側改札口に通じる歩道敷及び東西連絡通路の一部を活用し、約400台収容の駐輪場整備に向け、関係機関と協議をしているところであり、何とか今年中に整備すべく努力してまいりたいというふうに考えてございます。

また、東の駐輪場対策といたしましては、鉄道事業者であります東葉高速鉄道株式会社に対し、高架下用地の提供について協力要請をしているところであり、将来的な高架下を活用した駐輪場整備に向けて、協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、自転車利用者は、駅改札口動線に沿った駐輪場でないと利用してもらえない実態もありますことから、まちづくりの成熟度を見ながら、東口広場にできるだけ近い箇所に、地権者の協力と理解を得て、利用者ニーズにこたえられる駐輪場整備に努めてまいりたいということでご理解願いたいと思います。

[市長公室長登壇]

●市長公室長（川崎秀夫） 坪井地区のまちづくりについてのうち、ケーブルテレビに関するご質問にお答えいたします。

船橋ケーブルネットワーク株式会社に確認したところ、区画整理区域内につきましては、総務省にエリア拡張の申請を行い、16年9月末に許可を受け、17年2月からケーブル線の敷設工事等を行っているとのことでございます。

区画整理区域の周辺部、特に北側のこまつ児童遊園周辺地区の約130戸につきましては区画整理区域内に隣接していることから、エリア拡張に向け検討しているとのことであります。

同社では、ケーブル線の延長等を実施する場合、技術的な面や投資的な面などから検討を行った後、サービスエリアを決定し、総務省へエリア拡張の申請を行い、許可を得るとのことでございます。

市としましても、コミュニティーチャンネルの視聴エリアの拡大や、インターネット等の広域的な情報インフラの早急な整備が必要と考えておりますので、エリア拡張の申請に当たっては、坪井町会等も含めて実施するよう改めて船橋ケーブルネットワーク株式会社へ強く申し入れてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

[学校教育部長登壇]

●学校教育部長（松本文化） 児童生徒の体力低下に伴う対策についてお答えいたします。

議員のご指摘どおり、昭和60年ごろから全国的に児童生徒の体力、運動能力が低下し続けていることが報告されております。例外に漏れず、本市の児童生徒の体力も、全国平均や県平均と比較した結果、低下しているのが事実でございます。

特に、平成6年と平成16年の本市における体力、運動能力の平均値を比較しましても、50メートル走、ソフトボール投げ、ハンドボール投げ、走り幅跳びの運動能力の低下が目立っております。

この原因といたしましては、テレビゲームの普及や車社会等による運動経験の減少、少子化、核家族化、学習塾や習い事の低年齢化による遊びの機会と遊ぶ仲間の減少、さらには、夜更かしによる睡眠不足や朝食を食べていないことが考えられます。

そこで、教育委員会といたしましては、児童生徒を取り巻く環境整備の見直しが必要と考えまして、今年度、児童生徒体力向上検討委員会を組織したところでございます。

そこで、体力低下の状況や原因を把握するとともに、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を打ち出し、実践してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員　ご答弁ありがとうございました。

子育て支援部が、この行動計画の中に子供の権利に関する条例の研究を入れた目的がよくわかりました。親の養育放棄や怠慢あるいは虐待等が増加しているから、そういうことのない、子供が健全に育成されることを目的に研究をするんだということに理解いたしました。私の考えと同一だということで、安心いたしました。

しかし、健全育成を目的とするならば、子供の権利意識を啓発する必要があるとする研究課題を設定しているのはいかがなものでしょうか。私は、かえって子供の健全育成に最も大事な、家庭の教育力やしつけの低下を招くのではないかと危惧するものであります。

ちなみに、東京都青少年問題協議会の答申から紹介しますと、東京都議の土屋たかゆきさんが、「政論」の2001年4月号で指摘しているのでありますけれども、東京都青少年問題協議会は、平成11年4月、都知事あてに、子供の権利条約を生かす答申を提出しています。そこには、泥んこになって遊んできた子供が、そのまま座敷に上がろうとしているのを、まあ、汚い足、じゅうたんが汚れちゃうんだからと注意する親のことを。この親は、子供の権利条約に沿った反応をしていないと書いてあるということなんです。そして、子供には遊ぶ権利があるのであり、上記のような注意をする親の発言を何とも思わないで見過ごす国は、子供の権利条約が守られていないと決めつけているわけです。

この発想でいけば、すべての親が、子供の権利条約なり子供の権利条例違反となってしまいます。これは、冗談ではなくて、東京都の公的審議会が大まじめに書いているわけです。そして、これと同じ発想が、この子供の権利保障という項目の中に流れていると思うわけです。

この支援行動計画の作成に重要な役割を果たした（予定時間終了5分前の合図）船橋市

子育て支援計画策定委員会の会長は、市町村アカデミーの「アカデミア」という雑誌に、「少子化時代の自治体政策に必要な視点」と題する論文を掲載しております。

まず、この論文の中では、少子化に対して、政府のエンゼルプランは成功しなかったと書いており、私もこれは同感でございます。

次に、この方流の少子化対策と子育て支援を書いております。そして、次に政策の後にこうなっているんです。

また、この一方で、この施策を展開すると、親には責任がない。行政などで何とか育ててくれるととらえる親が一時的に生じる可能性もある。こうした状況に対しては、セットで子供の権利侵害への対応ができるように地域施策を整備しておくことも重要である。

川崎市では、市の子供行政実践全体を子供の権利でとらえていくための条例を、子供の権利条例として策定している。

兵庫県川西市では、子供の権利オンブズパーソンを3名配置し、子供の権利侵害を日常的に点検する取り組みを実践していると書いてあるわけです。

まさに、この行動計画に流れている考え方と一緒にです。

なぜ、子供の権利条例をつくり、その監視役として、子供の権利オンブズパーソンをつくるのが、一度、親には責任がない、行政などで何でもやってくれると思わせるような政策を、そう思わないようにできるのか、一時的な考えで済むのか、論理の飛躍があつて、疑問でなりません。また、別の意図を感じてならないのです。

日本青少年研究所が行った高校生の生活と意識に関する調査によりますと、先生に反抗することが本人の自由と回答した日本の高校生の割合は51.4%、アメリカ30.1、中国18.2、韓国11.4%で、日本は大きく上回っております。

親に反抗することでも、日本は55.1、アメリカ32.0、中国18.8、韓国9.4。

学校をずる休みすることは、本人の自由という観点ですけれども、これは67.4、アメリカ47.0、中国15.6、韓国20.3と、日本の若者の規範意識の問題を浮き彫りにしております。

いかに日本の子供たちが誤った権利意識に染まっているかがうかがえます。

権利条例の制定は、ずる休みも自由という自己中心的で身勝手な権利意識をさらに助長し、子供の人格形成を妨げるだけではなくて、ひいては家庭の崩壊も加速するのではないかと危惧するわけです。

一方、金沢市では、子供の幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例を制定、子供の人格形成に家庭が最も大きな責任を担っている点に言及しています。

また、松山市の子供育成条例も、子供の健やかな育成のために基本的な生活習慣や倫理を教えるなど、子供の権利条例とは一線を画した内容になっています。

今必要なのは、こうした親の責務や社会の役割を備えた健全育成のための条例であると思っております。子供たちの人格と家庭を破壊しない権利条例では決してないと思うわけで

す。（予定時間終了の合図）

以上、中途半端ではありますが、終わりにさせていただきます。